## 公共汚水桝設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、福島市下水道条例第3条第6号に規定する処理区域内において 公共汚水桝が未設置の土地に排水設備を設置し、これを公共下水道へ接続しようとする 者に対し公共汚水桝の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (設置用件)

- 第2条 公共汚水桝の設置を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、土地の所有者とする。ただし、所有者が複数の場合は代表者とすることができる。
- 2 公共汚水桝設置申請土地のついては受益者負担金等の未納、または滞納をしていないこと。
- 3 公共汚水桝の取付管埋設道路の管理者及び、所有者の掘削許可、承諾が得られること。
- 4 土地の面積に対して公共汚水桝の数が足りなく、かつ排水設備の設置基準による配管 勾配で接続できないこと。
- 5 開発行為による分譲地でないこと。
- 6 公共汚水桝の希望設置位置が施工上設置困難な場合については、市、申請者の協議に より設置位置を決定する。

### (公共汚水桝設置も申し込み及び設置期間)

- 第3条 申請者は公共汚水桝及び同取付管設置申込書に必要書類を添付して市長に申し込まなければならない。
- 2 公共汚水桝の設置期間は申込書受理後おおむね3ヶ月とする。ただし特殊施工箇所については協議によるものとする。

(委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この基準は、平成18年7月1日から適用する。

附則

この基準は、令和3年2月1日から適用する。

## 公共桝設置の要件

- ○現在、公共下水道を未使用の者で、公共下水道を使用する場合で以下のいずれかに該当 する。
  - ・敷地内に公共桝が未設置である場合。
  - ・分筆により所有者が変更になり、桝が未設置な場合。 ※公共桝が入っていた方の敷地を売却した場合は該当しない。

# 市で設置できない場合

- ○建築の予定が未定で、排水設備の設置予定もない。
- ○道路が公道で、道路管理者が掘削制限を設けている。
- ○都市計画法上の開発行為に該当している(過去にわたっても同様)。
- ○受益者負担金等の未納、滞納がある。
- ○設置までの期間(工事期間)を市の日程に合わせることができない。
- ○私道に接しており、土地所有者の同意が得られない。
- ○敷地の数に対して公共桝の数が満たされている。
- ○物理上、施行不可能である。 ※埋設物や、本管の深さなどで。

